

2024年10月1日以降に満期を迎える
お客さま・ご検討されるお客さまへ

企業分野火災保険改定のご案内

農業用ハウス（温室）のご契約について

いつも、当社をご利用いただきまして誠にありがとうございます。
自然災害の激甚化・頻発化や一部の業種における大規模な事故の増加等を受けて、2024年10月1日以降保険始期の契約について、商品改定を実施いたします。
本改定により、ご契約（更改）にあたり保険料や補償内容に大きな変更が生じる場合がありますので、改めてご契約内容をご確認のうえ、お手続きいただきますようお願い申し上げます。

最低免責金額の改定

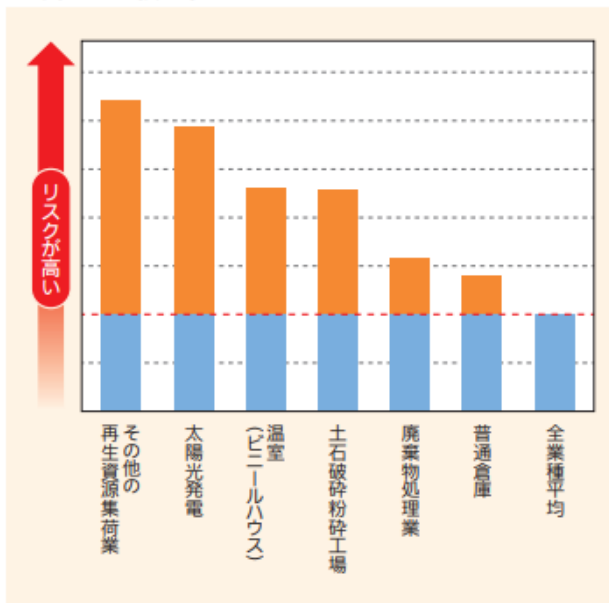
ビニールハウス（温室）のお引き受けにあたり、以下のとおり最低免責金額（自己負担額）が設定されます。

事故区分	最低免責金額
自然災害（風・雹・雪災/水災）	100万円
自然災害以外の火災等	20万円

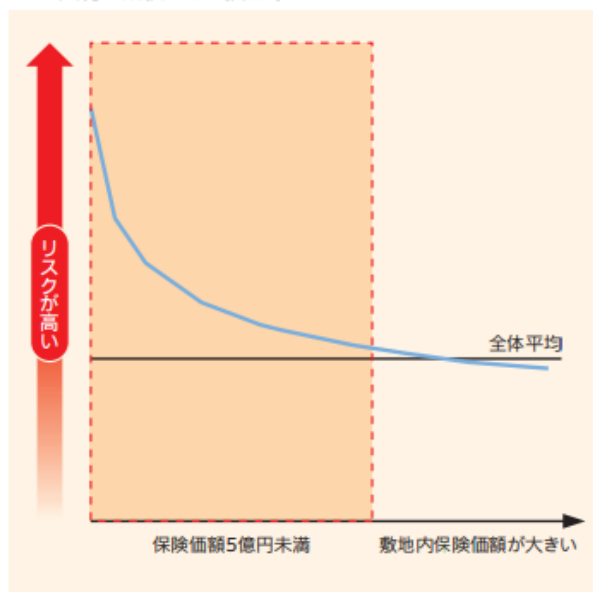
改定の背景

- 線状降水帯の発生による水災や、雹災など、一定規模の被害を及ぼす自然災害が直近数年で毎年発生している状況にあります。万が一の大きな損害に対する補償を今後も安定的にご提供していくため、風災・雹災・雪災および水災の補償区分に最低自己負担額（免責金額）を導入します。
- 太陽光発電設備、倉庫や温室（ビニールハウス）などの特定の業種においては、自然災害をはじめ、各補償区分の支払件数および支払保険金が恒常的に多い傾向にあります。

▼ 業種ごとの損害率のイメージ



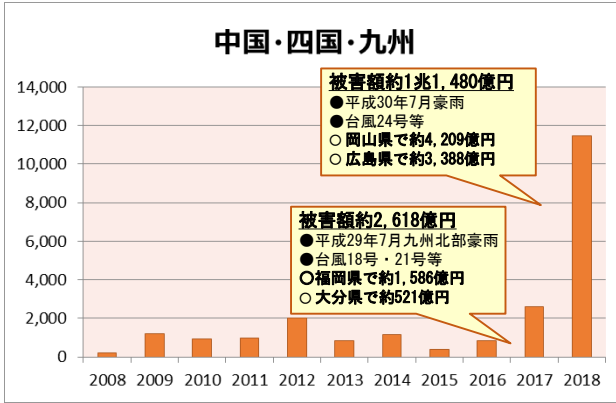
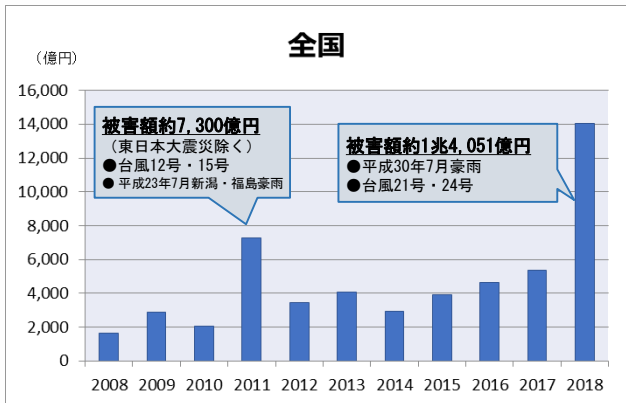
▼ ご契約の規模ごとの損害率のイメージ



当該地域の近年の風水災

全国的にも、風水災の支払い状況は近年増加傾向にあります。当地域でも大規模な水害被害事例が度々発生しており、被害額の大きい事例は、平成30年7月豪雨、2度の九州北部豪雨（2017年、2012年）などでした。

▼全国および中国・四国・九州地域での水害発生状況（2008年～2018年）



出典：国土交通省水害統計調査の公表値（2020/7/14アクセス）に基づき作成。水害の対象は洪水、内水、高潮、津波、土石流。主な災害は、気象庁データベース「災害をもたらした気象事例」を参照。

▼中国・四国・九州地域での近年の風水災被害事例

発生年月	災害名	地域	主な被害（当該地域）
2018年9月	台風24号	西日本から東日本	死者2名、行方不明者0名、負傷者16名、住宅全壊57棟、半壊317棟、一部損壊4,198棟、床上浸水245棟、床下浸水881棟など
2018年7月	平成30年7月豪雨	西日本	死者253名、行方不明者8名、負傷者131名、住宅全壊6,732棟、半壊11,035棟、一部損壊3,842棟、床上浸水6,160棟、床下浸水18,174棟など
2017年9月	台風18号	南西諸島や西日本、北海道	死者5名、行方不明者0名、負傷者25名、住家全壊5棟、半壊611棟、一部損壊213棟、床上浸水1,358棟、床下浸水4,253棟など
2017年6月	梅雨前線に伴う大雨および台風3号	西日本から東日本	死者42名、行方不明者2名、負傷者29名、住家全壊328棟、半壊1,110棟、一部損壊79棟、床上浸水210棟、床下浸水1,706棟など

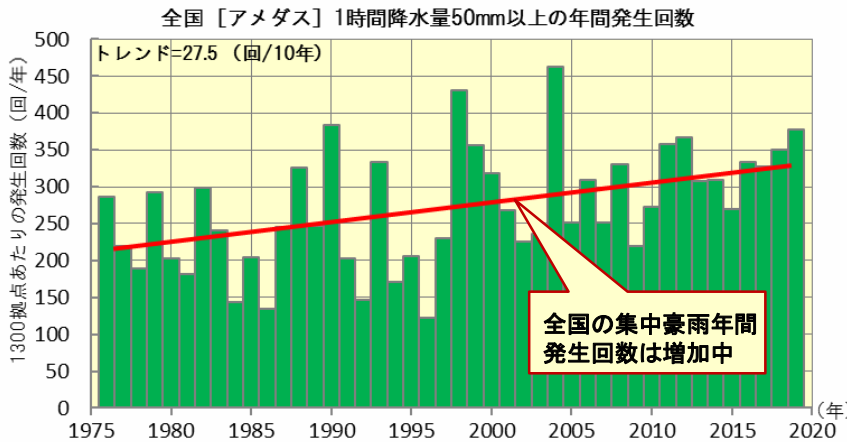
出典：総務省消防庁 地方防災行政の現況。https://www.fdma.go.jp/publication/bousai/ をもとに作成。

まとめ

中国・四国・九州地域は、前線・台風などの影響により、大雨・暴風になりやすい地域です。土砂災害危険度も全国でも最も高く、また沿岸部での高潮にも注意が必要です。

今後の気象現象の推移

気象庁『気候変動監視レポート2018』では、近年の観測により日本の年平均気温の上昇傾向（100年あたり1.21℃）や猛暑日の増加、1時間雨量50mm以上の降雨の発生回数の増加傾向（直近10年間の発生回数は、1976年からの10年間の発生件数の1.4倍に増加）が明らかとなったと指摘しています。温室効果ガス増加による地球温暖化と、数年から数十年単位で繰り返される自然変動が重なっていることが要因の1つです。



出典：気候変動監視レポート2018（2019年7月 気象庁）https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/monitor/index.html、気象庁気象庁の観測データ https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/extreme/extreme_p.html

まとめ

風水災リスクをとりまく環境は脅威を増しており、今後も風水災被害の発生増加が見込まれます。火災保険において、将来の安定した補償提供のために保険料水準の見直しを実施いたしました。

※このご案内は、改定の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。なお、ご契約に際しては、必ず「普通保険約款および特約条項」、「重要事項等説明書」等をご確認ください。

引受保険会社



損害保険ジャパン株式会社

愛媛支店 松山支社
 〒790-0011 愛媛県松山市千舟町4-6-3 アヴァンサ千舟ビル5F
 <連絡先> 089-943-0108
 <受付時間>
 平日：午前9時から午後5時まで
 （土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。）

お問い合わせ先（取扱代理店）

JAえひめ中央
 〒790-0012 愛媛県松山市湊町8丁目120-1
 <連絡先> 089-943-2129
 <受付時間>
 平日：午前9時から午後5時まで
 （土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。）

（SJ24-05802 2024年8月13日作成）